

## 扶養手当認定基準 (令和7年4月1日)

### 第1 「扶養親族」について (八王子市職員の給与に関する条例 (以下「給与条例」という。) 第7条第2項)

- 1 扶養親族とは、次にあげる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。
- 2 扶養親族の範囲
  - (1) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 

※住民票上「妻(未届)」となっていることを要し、「同居人」の場合は扶養親族として認定できない。
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者

### 第2 被扶養者の認定における収入について

(「八王子市職員の給与の支給等に関する規則 (以下「給与規則」という。) 第4条

- 1 被扶養者の認定における収入とは、恒常的収入のことをいう。
 

※恒常的収入と見なされるものについては別表1のとおり。

※自営業の収入は、別表2により算出する。
- 2 恒常的収入と見なされないもの(一時所得と見なされるもの)
  - ・退職金、相続(生前分与分含む)、雇用保険の高齢者給付、雇用保険の再就職手当金、宝くじの当選金

※別表1に該当する収入であっても、その取引に関する入金が1回きりである場合は一時所得と見なすため、「恒常的収入」とは見なさない。
- 3 夫婦共同扶養について
  - (1) 被扶養者の人数に関わらず年間収入の多い者の被扶養者とします。
 

年間収入は、所得証明書や源泉徴収票等による「過去の収入」、給与明細写し等による「現時点での収入」、雇用契約書写しや事業主発行の収入見込証明書等による「将来の収入」を踏まえながら、個別の実態に応じて今後1年間の収入見込みを確認のうえ、認定の可否を判断します。認定審査の際は、夫婦双方の同時期における収入額を比較します。
  - (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
 

※ 配偶者が自営業者の場合は、別表2により収入を判断します。

### 第3 「認定」について (給与条例第8条、給与規則第4条)

- 1 認定されるためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

(1) 扶養親族について、他から扶養手当に相当する給与の支給がないこと。

(2) 扶養親族の要件を満たすこと。

(3) 認定月以後の収入が年額 130 万円（月額 108,334 円未満）未満であること。

※年額 130 万円（月額 108,334 円未満）未満の判断の詳細は「第4 「取消」について」を参照

(4) 扶養親族が父母及び祖父母の場合、個人年金等も含めた父・母、祖父・祖母の合算年収額が260万円未満であること。

(5) 別居している者の被扶養者認定について

扶養親族と別居をしている場合、別居者への送金実態があること。

※扶養親族が職員と住民票上別世帯であるものは、別居とみなす。

主として職員の送金により生計が維持されていること。

ア 送金額は、1 人につき年額 60 万円（月額平均 5 万円）以上とし、認定対象者の全収入以上の額であること。

イ 送金は年 1 回以上とする。

ウ 送金については、職員から対象者への送金の事実を第三者が確認できる書類が必要となる。生活費の手渡しは確認できないため送金とは認められない。送金は原則、職員名義で対象者名義の口座へ行うものとする。

エ 送金実態確認の際の添付書類

送金（支払）の種類	証明書となる書類
振込	伝票の控え 送金証明書 通帳の写し（職員＋被扶養者）
現金書留	現金書留の控え 日本郵便の捺印のある封筒の写し
費用の負担	職員宛の領収書 職員宛の請求書＋引落口座の通帳該当部分

オ 特別養護老人ホームや児童福祉施設等に入所中の場合は、当該施設における施設利用料等を職員が負担していること（年額 60 万円未満可）。

カ 認定対象者と同居する家族に収入がある場合は、同居者が優先されるため認定対象外とする。ただし、職員によって生計が維持されていると認められる場合（職員の送金額が当該認定対象者等の全収入（当該認定対象者の収入とその同居家族の収入等の合計）の 1/2 以上の額である場合）は、認定される可能性がある。

キ 対象者の学費、施設利用費等については、職員名義で支払われたものに限り認める。

(6) 同一の親族を扶養する者が 2 人以上ある場合で、その者の収入が職員の収入より高い場合は、収入差が 1 割以内であること。

(7) 育児休業中の職員を扶養親族として認定する場合は、将来 1 年間の収入が認定基準額を超えないこと。  
※収入には、共済組合から支給される育児休業手当金が含まれる。

## 2 認定日について

- (1) 扶養親族の認定日は認定事由の生じた日（以下「事実発生日」）とする。
- (2) 当該事実発生日から 15 日を経過して申請がされた場合は、任命権者が当該申告を受理した日を認定日とする。

## 第4 「取消」について (給与条例第 8 条、給与規則第 4 条・7 条)

- 1 認定要件を欠いた場合は取消日を以下のとおり確定し、過払となった場合は手当の返納を請求する。
  - (1) パート・アルバイト等で月収が一定しない場合は、月収 108,334 円以上の月から 3 か月の平均を算定し、平均額が 108,334 円以上となった当該 3 か月の初日を取消日とする。
  - (2) 事業収入等の取扱いについて
    - ・課税証明書及び確定申告書類の控えを保管すること。
    - ・経費控除がなく、毎月の収入額が確認できる場合を除き、原則 1 月 1 日から 12 月 31 日の収入額で判断することとする。そのため、収入超過となった場合については、超過した年の 1 月 1 日取消となる。
- ※控除ができる経費は別表 2 のとおり。  
税法上の控除科目と異なるため、注意すること

## 第5 同一の親族を扶養する者が 2 人以上ある場合 (給与規則第 6 条)

- 1 認定対象者に、職員に優先する扶養義務者（以下「優先する扶養義務者」）がいる場合は、世帯状況及び世帯収入を確認し認定する。  
※優先する扶養義務者については別表3のとおりである。
- 2 職員と同等の扶養義務者（以下「他の扶養義務者」）がいる場合は、扶養親族と同居している者が「優先する扶養義務者」となる。  
同居者がいない場合（又は全員が同居している場合）は他の扶養義務者との年収を比較する。他の扶養義務者の収入が職員の収入より高い場合は、収入差が 1 割以内であることを確認し認定する。  
※他の扶養義務者の例については別表 4 のとおりである。

## 第6 その他

- 1 認定要件の確認に必要な書類を提出しなければならない。またその費用について八王子市は負担しない。
- 2 他に定めがなく、特に判断を要する事案は必要な都度決定する。

別表 1

収入の区分及び内容

区分	内容
給与収入	労働契約、就業規則、団体協約などによりあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって支給される現金給与 <ul style="list-style-type: none"><li>○本給、日給基準額</li><li>○扶養手当、住宅手当、通勤手当</li><li>○管理職手当、役付手当</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○超過勤務手当、深夜手当、夜勤手当、特殊勤務手当</li> <li>○賞与（ボーナス）、期末手当、勤勉手当、決算手当 等</li> </ul>
事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地以外の不動産を賃貸して得た収入</li> <li>○家賃・間代収入</li> <li>原則として、事業所（店舗）を構えて事業を営んで得た収入</li> <li>○インターネットショッピング、雑貨商、学習塾月謝などによる収入 等</li> </ul>
内職収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、事業所を構えずに請負契約に基づいて得た収入</li> <li>○和洋服仕立賃、縫賃</li> <li>○筆耕料、原稿料、翻訳料、講演料、講師料、出演料</li> <li>○家庭教師、書道、生花、裁縫教授などによる報酬 等</li> </ul>
農林業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年を通じて農業、林業又は漁業を営んで得た収入</li> <li>○農業収入</li> <li>○林業収入</li> <li>○漁業収入 等</li> </ul>
財産収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融資産、土地および無形資産（著作権、特許権など）の賃貸、取引によって発生する収入</li> <li>○預貯金利子、賃金利子、公社債利子、株式配当金</li> <li>○立て看板（広告）の貸地料、土地の権利金収入</li> <li>○株式売買、外貨取引、先物取引による利益 等</li> </ul>
公的年金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金、国民年金、国家公務員等共済年金、地方公務員等共済年金、農林漁業団体共済年金（農林年金）、私立学校教職員年金</li> <li>○老齢年金</li> <li>○障害年金</li> <li>○遺族年金</li> <li>○普通恩給、傷病恩給 等</li> </ul>
他の年金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人（私的）年金、厚生年金基金、国民年金基金</li> <li>○企業年金、確定拠出金 等</li> </ul>
他の社会保障給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員組合法に基づく各種給付（傷病手当金、休業手当金等）及びそれに付随する付加金</li> <li>○健康保険法、国民健康保険法、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法に基づく各種給付</li> <li>○雇用保険法に基づく給付</li> <li>○生活保護法に基づく給付</li> <li>○児童手当、こども手当</li> <li>○福祉手当 等</li> </ul>
その他収入	上記に属さない収入（職員以外からの生活費の援助） 等

別表 2

業種 科目	学習塾経営 事業所得	雑貨小売業事 業所得	飲食業 事業所得	アパート経営 不動産所得	農業所得
売上原価	○	○	○	—	○ ※1
租税公課	×	×	×	×	×
荷造運賃	×	○	×	×	○
水道光熱費	△	△	△	×	×
旅費交通費	×	×	×	×	×
通信費	△	△	△	×	×
広告宣伝費	×	×	×	×	×
接待交際費	×	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×	×
修繕費	○	○	○	○	○
消耗品費	×	×	×	×	×
減価償却費	×	×	×	×	×
福利厚生費	×	×	×	×	×
給料賃金	○	○	○	○	○
外注工賃	○	○	○	—	—
利子割引料	×	×	×	×	×
地代家賃	△	△	△	△	△
貸倒金	×	×	×	×	×
支払手数料	×	×	×	×	×
車両賃	×	×	×	×	×
会議費	×	×	×	×	×
新聞図書費	×	×	×	×	×
支払報酬	×	×	×	×	×
その他経費	×	×	×	×	×

認定欄中、○は控除できる経費、×は控除できない経費、△は家計と事業と区分できれば認められる経費。

※1 売上原価に該当する経費は、農林水産省農作物生産費準拠比率で算定した肥料代・種苗代・薬剤費と、小額農具購入費（使用可能年数1年未満か取得価格10万円未満の農具）

別表 3

#### 職員に優先する扶養義務者

被扶養者	優先する扶養義務者
父	父の配偶者
母	母の配偶者
子	子の配偶者
孫	孫の配偶者及びその父母

祖父母	祖父もしくは祖母の配偶者及びその子
その他	その者の配偶者、両親及びその子

別表4

職員と同等の扶養義務者

被扶養者	同等の扶養義務者
父	父の職員以外の子
母	母の職員以外の子
孫	職員の子の配偶者の父母